

「埼玉県牛のヨーネ病防疫対策要領実施指針」

平成19年 4月 2日制定

平成20年10月 8日一部改正

1 基本方針

「牛のヨーネ病防疫対策要領（平成18年11月1日付け18消安第8586号農林水産省消費・安全局長通知）」（以下、「要領」という。）の県内における効率的な運用を図り、本県におけるヨーネ病（以下「本病」という。）の発生及びまん延を防止するため、牛飼養農家（以下、「農家」という。）に対し、要領により指導を実施するとともに、要領の運用及び様式については本指針によるものとする。

2 県内における対象牛

当面の間、要領及び本指針の対象は搾乳の用に供する牛とする。

3 発生予防対策

(1) 導入状況の報告

各家畜保健衛生所長（以下、「家保長」という。）は、牛飼養農家が、搾乳の用に供する目的で牛を導入した場合、導入月の翌月10日までに別紙様式-1による導入状況報告書を家畜保健衛生所あて提出するよう指導する。また、家畜防疫員の指示があるまでの間、当該導入牛（以下、「当該牛」という。）を既飼養牛群から隔離して飼育するよう指導する。

(2) 家畜防疫員による検査の実施

ア カテゴリー証明書の確認

(1)に基づく導入状況報告書を受理した家保長は、当該牛について臨床検査を実施する。その際、当該牛にカテゴリーI農場証明書（又は同等の内容が確認できる場合を含む。）の有無を確認するとともに、併せて、その内容についても確認を行う。

イ 検査の実施

アの結果に基づき要領第3の2に規定される事項について、下記のとおり実施する。

(ア) 当該牛がカテゴリーⅠ農場由来であることが確認できた場合

アの臨床検査に併せてエライザ法による検査を実施するとともに、陰性が確認された場合には、当該牛の隔離飼育の解除を行う。

(イ) 当該牛がカテゴリーⅠ農場由来することが確認できない場合
次により検査を実施する。

a 導入牛の月齢が6か月以上である場合

導入後3か月間の間隔を空け、2回以上エライザ法による抗体検査を実施し、陰性が確認されるまでの間、隔離飼育を指導する。なお、必要に応じ、糞便についての細菌分離検査又はリアルタイムPCR法による遺伝子検査等も実施する。

b 導入牛の月齢が6か月齢未満である場合

導入後直ちに、ヨーニン検査及び、必要に応じて他の血清学的診断法を併用する。その後、月齢が6か月を超えた段階で3か月間の間隔を空け、2回以上エライザ法等による抗体検査等を実施し、陰性が確認されるまでの間、隔離飼育の継続を行うよう指導する。なお、必要に応じて、糞便についての細菌分離検査又はリアルタイムPCR法による遺伝子検査等も実施する。

(3) 共進会等主催者への指導について

家保長は、共進会等主催者に対し次の事項についての指導を行う。

ア 出品される牛については、原則として、カテゴリーⅠ農場で飼養されている牛とし、出品前に可能な限りエライザ法で本病の陰性を確認した牛を出品させること。

イ やむを得ずカテゴリーⅡ農場で飼養されている牛を出品する場合には、畜主が当該共進会等主催者の許可を受けた上で、出品牛について要領3の2(2)に準じた方法、及び糞便についてのリアルタイムPCR法による遺伝子検査で、陰性を確認した後、出品すること。

4 発生確認時の防疫措置

要領第4に基づく発生確認時の防疫措置の運用は要領の規定の他、下記のとおりとする。

(1) 疫学調査

家保長は要領第4の4に規定される疫学調査について、新たに本病患畜が確認された場合、当該牛が導入牛である場合には、従来の「ヨーネ病発生状況報告書」に併せて、別記様式-2により、当該牛の情報について畜産安全課まで報告する。畜産安全課は、必要に応じ、当該情報について、県内関係家保又は出荷元都道府県に対し情報提供を行う。

(2) 発生確認時の検査等

ア 同居牛検査

家保長は、要領第4の5の(1)及び(2)に規定される同居牛検査については、同項に規定される自主とう汰候補牛を把握するため、原則として、初回検査実施時に糞便についてのリアルタイム PCR 法による遺伝子検査を実施する。それ以降はカテゴリー I 農場に復帰するまでの間、1年に1回以上、糞便についてのリアルタイム PCR 法による遺伝子検査を実施する。

イ 患畜の検査結果及び病性鑑定材料の送付

中央家畜保健衛生所長は要領第4の5の(3)に規定される事項について、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所と連絡調整の上、必要に応じて病性鑑定材料を送付する。

5 まん延防止対策

まん延防止対策については、要領第5に定める他、次により実施するものとする。

(1) 自主とう汰の推進

畜主が家畜生産農場清浄化支援対策事業（(社) 全国家畜畜産物衛生指導協会事業）を利用して要領第5の2に規定される自主とう汰を希望する場合には、管轄する家保長は畜産安全課に報告を行うとともに、事業実施主体である社団法人埼玉県畜産会に連絡し、三者の連携のもとで

本事業を実施する。

6 サーベランスの実施及び証明書の発行

要領第6の2の規定についての運用は下記のとおりとする。

(1) 証明書の発行について

家保長は、畜主が他の搾乳牛飼養農場等（肉用牛肥育経営農場及びと畜場を除く。）に牛を出荷するなど次に定める証明書等の発行が必要となる場合には、事前に家畜保健衛生所に連絡するよう指導を行うとともに、次により証明書の発行を行う（併せて出荷等の際には証明書の携行を指導する。）

ア カテゴリーⅠ農場の場合

カテゴリーⅠ農場から牛の出荷を希望する牛の所有者は、別記様式-3の申請書を、管轄する家保長に提出する。申請書を受理した家保長は別記様式-4の農場証明書を発行する。

イ カテゴリーⅡ農場の場合

カテゴリーⅡ農場から牛の出荷を希望する牛の所有者は、別記様式-5の農場検査証明申請書及び家畜伝染病予防法（以下、「法」という。）第5条の検査申請書を、管轄する家保長に提出（法第5条に係る申請書については各検査毎に提出）する。なお、法第8条に基づく証明書の発行を希望する場合には、併せて、証明申請書も提出する。

申請書を受理した家保長は、要領第3の2（2）に基づき、出荷予定牛について出荷予定日前の6か月以内に3か月以上の間隔を空け、2回以上エライザ法等による抗体検査、及び1回以上の分離培養法による細菌検査（出荷時の月齢が9か月未満の牛については1回以上の分離培養法による細菌検査）又はリアルタイムPCR法による遺伝子検査により陰性を確認後、次により証明書の発行等を行う。

(ア) 法第8条に基づく証明を行う場合

別記様式-6の農場証明書を発行するとともに、当該牛の検査結果について、牛の健康手帳により証明を行う。

(イ) 法第8条に基づく証明を行わない場合

別紙様式-7 の証明書の発行を行う。

7 その他

(1) カテゴリーⅡ農場のカテゴリーⅠ農場への移行について

家保長は要領第5の1規定に基づく検査において、法に規定される方法で、同項に規定される期間の検査がいずれも陰性であった場合、当該農場のカテゴリーをⅡからⅠに変更を行う。

(2) 検査根拠法令について

要領及び本指針に基づく検査は法第5条対応とするが、次の場合には法第51条に基づき実施する。

ア 要領第4の5に基づく検査のうち、埼玉県法定検査実施要領に基づく検査を受検済みの牛に係る検査

イ 要領第5に基づく検査

平成 年 月 日

導入状況報告書

〇〇家畜保健衛生所長 様

住所：

氏名：

平成 年 月に次のとおり牛の導入があったので報告します。

記

No.	着地月日	個体番号	生年月日	分娩予定 年月日	出荷元都道府県
1	月 日		月 日	月 日	
2	月 日		月 日	月 日	
3	月 日		月 日	月 日	
4	月 日		月 日	月 日	
5	月 日		月 日	月 日	
6	月 日		月 日	月 日	
7	月 日		月 日	月 日	
8	月 日		月 日	月 日	
9	月 日		月 日	月 日	
10	月 日		月 日	月 日	

ヨーネ病発生農場疫学調査報告書

畜産安全課長 様

〇〇家畜保健衛生所長

導入牛においてヨーネ病患者が発生したので、その概要を報告します。

発生年月日	年 月 日		
発生農場		TEL	
農場住所			
個体識別番号		月 齢	か月 齢
導入 関 連 情 報	出荷元都道府県		
	農場名		
	住所		
	時期	平成 年 月 日 (か月 齢時導入)	
	その他疫学情報		
備 考			

農場カテゴリー I 証明書交付申請書

平成 年 月 日

埼玉県〇〇家畜保健衛生所 様

住所

氏名

印

飼養している牛を移動させたいので、下記農場が牛のヨーネ病防疫対策要領（平成18年11月1日付け消安第8586号農林水産省消費・安全局長通知）においてカテゴリー I に分類される農場であることを証明願います。

記

1 農場名（所有者名）	
2 農場所在地	
3 移動先農場等所在地	

★カテゴリー I とは

ヨーネ病の発生が確認されていない、又は本病の発生が確認されたが要領第4に規定する措置及び第5に規定する措置を講じ、全ての検査での陰性が確認されたものであって、第3の規定により予防対策を講じており、かつ、第6の1に定めるサーベイランスで陰性が確認された状態をいう。

農場カテゴリー I 証明書

番 号
平成 年 月 日

(申 請 者) 様

埼玉県〇〇家畜保健衛生所長

平成 年 月 日付けで申請のあった件については、ヨーネ病防疫対策要領に規定するカテゴリー I に相違ないことを証明します（証明事項については下記のとおりです）。

記

1 農場名（所有者名）	
2 農場所在地	
3 最終検査実施年月	

★カテゴリー I とは

ヨーネ病の発生が確認されていない、又は本病の発生が確認されたが要領第 4 に規定する措置及び第 5 に規定する措置を講じ、全ての検査での陰性が確認されたものであって、第 3 の規定により予防対策を講じており、かつ、第 6 の 1 に定めるサーベイランスで陰性が確認された状態をいう。

農場検査証明交付申請書

平成 年 月 日

埼玉県〇〇家畜保健衛生所長 様

住所

氏名

印

飼養している下記の牛を農場から移動させたいので、農場検査証明書の発行をお願いします。

記

移出先	移出予定年月日	
	農場名等	
	所在地	
移出元	農場名等	
	所在地	
移出予定牛	品種	
	性別	
	名号	
	個体識別番号	
	生年月日	

農場検査証明書

番 号
平成 年 月 日

(申請者) 様

埼玉県〇〇家畜保健衛生所長 印

平成 年 月 日付けで申請のあった件について、農場の検査実施状況を下記のとおり証明します。

記

1 農場検査実施状況

農場名	
所在地	
患畜の最終発生年月日	
最終発生後の同居牛検査回数	

2 移出予定牛検査結果
牛の健康手帳に記載

農場検査証明書

平成 年 月 日
番 号

(申請者) 様

埼玉県〇〇家畜保健衛生所長 印

平成 年 月 日付けで申請のあった件について、農場の検査実施状況を下記のとおり証明します。

記

農場名等	農場名				
	所在地				
	患畜の最終発生年月日				
	最終発生後の同居牛検査回数				
移出予定牛	品種				
	性別				
	名号				
	個体識別番号				
	生年月日				
検査結果	検査の種類	ELISA 法	分離培養	Rt-PCR	その他 ()
	採材日/判定日				
	結果				

注：実施していない検査については斜線を記入する。